

### 3 各種証明書発行機関

法人事業税・法人都民税、 個人事業税の納税証明書	法人税・所得税（個人）の 納税証明書（その2）	履歴事項全部証明書
豊島都税事務所 豊島区西池袋1-17-1 東京都豊島合同庁舎 TEL.3981-1211	豊島税務署 豊島区西池袋3-33-22 TEL.3984-2171	東京法務局豊島出張所 豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎 TEL.3971-1616

### 4 住民税・事業税等の納付確認期間

	申込時期	個人事業主	法 人
住 民 税	4・5・6月	4年度4期分まで	・毎月お支払い（特別徴収）の方は、直近の納期分まで（毎月10日が前月分の納期限です） ・年4回でお支払い（普通徴収）の方は、左記個人事業主と同じ
	7・8月	5年度1期分まで	
	9・10月	5年度2期分まで	
	11・12・1月	5年度3期分まで	
	2・3月	5年度4期分まで	
事業税等	4～8月	4年度2期分まで	直近の事業年度の納付期限分まで
	9～11月	5年度1期分まで	
	12～3月	5年度2期分まで	

## 5 利子補給の注意事項

#### 1. 申込みできない方

- (1) 原則として、申込日前の1年間で3か月以上休業している場合は、申込みできません。
- (2) 金融機関の取引停止処分または信用保証協会の代位弁済を受けている方、区の損失補償を受けた方は、申込みできません。

#### 2. 申込み手続きの注意点

- (1) 原則として事業主がお申込みください。代行申請をする方は、社員証をお持ちください。
- (2) 区の融資あっせんを利用中の方（返済中）は、取扱金融機関の代行（名刺をお持ちください）も可能です。ただし、借換資金の場合は、原則として事業主がお申込みください。委任する場合、委任状（記名押印済のもの）が必要です。
- (3) 融資実行までに1か月ほどかかります。
- (4) 紹介状の有効期間は、発行日から3か月です。お早めに金融機関にお持ちください。
- (5) 利子補給の請求・受領は申込先の金融機関が代行します。
- (6) 申込み内容に誤り・偽り等があったときは、利子補給を行わない場合があります。

#### 3. 利子補給を停止する場合

- (1) **主たる事業所または本店登記地を豊島区外に移したとき。**
- (2) 繰り上げ完済したとき。
- (3) 元金の返済が滞ったとき。 **（当初の据置期間以外の据置は利子補給されません。）**
- (4) 代位弁済となったとき。
- (5) 事業を廃止したとき。
- (6) 最終返済期限が到来したとき。

※条件変更等で返済期間が延びた場合は、実行年度3月に実行した場合の当該融資資金の最大返済月数まで延長できます。